

福島県ごみ処理広域化計画 (平成21年度改訂)

福島県生活環境部

目 次

第1章 計画の見直しに当たって	1
1 計画見直しの背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 見直しに当たっての基本的な考え方	1
4 計画の対象期間	1
5 計画の見直し	1
第2章 一般廃棄物の処理状況等	2
1 一般廃棄物の処理体制	2
2 一般廃棄物の処理状況	2
3 一般廃棄物処理施設の整備状況	9
4 一般廃棄物処理事業に要する経費	10
【参考】各広域化ブロック毎の将来人口予測と必要とされる焼却施設規模	11
第3章 広域化の基本方針	12
1 廃棄物の減量化	12
2 再生利用の促進	12
3 一般廃棄物処理事業のコスト削減	12
4 サーマルリサイクルの推進	12
5 自区域内処理の確保	12
6 関係機関の連携	12
第4章 広域化ブロック	12
1 広域化ブロック	12
第5章 広域化による一般廃棄物処理施設の整備計画等	19
1 一般廃棄物処理施設の整備に関する基本方針	19
2 広域化ブロック毎の一般廃棄物処理施設整備等の進め方	19
第6章 今後の広域化の推進	21
1 計画の推進体制	21
2 関係機関の役割	21

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景と趣旨

県においては、廃棄物の焼却処理に伴うダイオキシン類の発生問題を契機として、ダイオキシン類削減対策はもとより、焼却残渣の高度処理やマテリアル・サーマルリサイクルの推進などを目的に、平成11年5月に、平成10年から平成29年までを計画期間とする「福島県ごみ処理広域化計画」（以下「本計画」という）を策定し、市町村等と連携しながらダイオキシン類の発生抑制やごみ処理施設の集約化等に努めてきた。

しかしながら、施設の更新時期やごみ処理の方針が異なることから、計画どおりに集約が進まず、依然として、処理能力が100t/日未満の焼却施設が半数以上残っている状況にある。

また、廃棄物処理に係る技術の進展により、小規模施設でもダイオキシン類対策が可能となり、これらの施設の延命化が図られる中、高効率ごみ発電の導入等の地球温暖化防止への対応が求められるなど、計画策定から10年が経過し、ごみ処理を取り巻く社会環境は大きく変化している。

このため、施設整備の実施主体である市町村等と協議、調整を図りながら、計画の見直しを行った。

2 計画の位置づけ

本計画は、県と市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）との協議の下に、本県における今後の市町村等の一般廃棄物処理事業の広域的な対応の枠組みを定め、今後の市町村等における一般廃棄物処理施設の整備に係る基本的な方針を定めたものである。

また、本計画の推進は、廃棄物処理法第5条の5の規定により策定した福島県廃棄物処理計画において、一般廃棄物の適正処理を確保するための重要な施策の一つに位置づけられている。

市町村等においては、本計画を踏まえ、他の市町村等と連携を図り、共同して今後の広域化を推進するための具体的な方策を検討し、新たな一般廃棄物処理事業の体制を整備するとともに、一般廃棄物処理計画を見直して、適正かつ効率的な一般廃棄物処理事業の実施を行うものである。

3 見直しに当たっての基本的な考え方

- (1) 本計画に基づく事業の実施主体である市町村の意向を尊重する。
- (2) 現在の7つのブロック割りについては変更せず、広域化ブロック内の施設整備を中心に見直しを行う。

なお、施設の集約に当たっては、広域行政への取り組み状況も踏まえる。

- (3) 施設整備目標は、各市町村等の整備計画を踏まえて定める。また、計画期間内に施設整備の予定がない場合でも、施設整備の方向性を示す。

4 計画の対象期間

本計画の対象期間は、平成22年度から平成29年度までとする。

5 計画の見直し

今後の廃棄物処理に関する法整備、廃棄物処理に係る技術開発、廃棄物処理施設整備事業に対する交付金制度及び地域開発の動向等の社会情勢の変化を踏まえ、本計画の対象期間内であっても、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 一般廃棄物の処理状況等

1 一般廃棄物の処理体制

(1) ごみ処理の体制

県内のごみ処理（特に焼却処理）は、単独の5市町村及び13一部事務組合で行っている。

また、13の一部事務組合のうち、9組合においては、収集運搬の業務も合わせて行っており、4組合では、その構成市町村が収集運搬の業務を行っている。

焼却残渣などのごみの最終処分は、単独の9市町村及び10一部事務組合で行っている。

(2) し尿処理の体制

県内のし尿処理は、単独の4市町村及び14一部事務組合で行っている。

14の一部事務組合のうち、10組合においては、収集運搬の業務も合わせて行っており、4組合では、その構成市町村が収集運搬の業務を行っている。

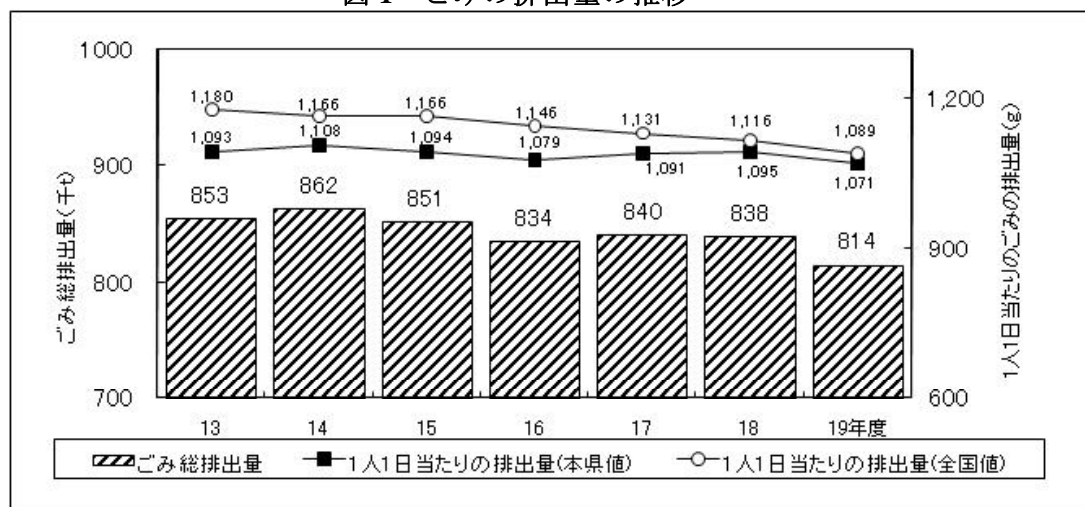
2 一般廃棄物の処理状況

(1) ごみの排出量について

平成19年度におけるごみの総排出量は813,723 tで、減少傾向にある。

また、1人1日当たりの排出量は横ばい状況にあるものの、平成18年度と比べ24g減少している。

図1 ごみの排出量の推移



注) 国におけるごみ排出量の定義が平成17年度集計から下記のとおり変更された。

なお、平成16年度以前のデータも変更後の集計方法によりとりまとめている。

変更前：収集ごみ量 + 直接搬入量 + 自家処理量

変更後：収集ごみ量 + 直接搬入量 + 集団回収量

(2) ごみの処理状況について

平成19年度のごみ処理の状況は図2のとおり。

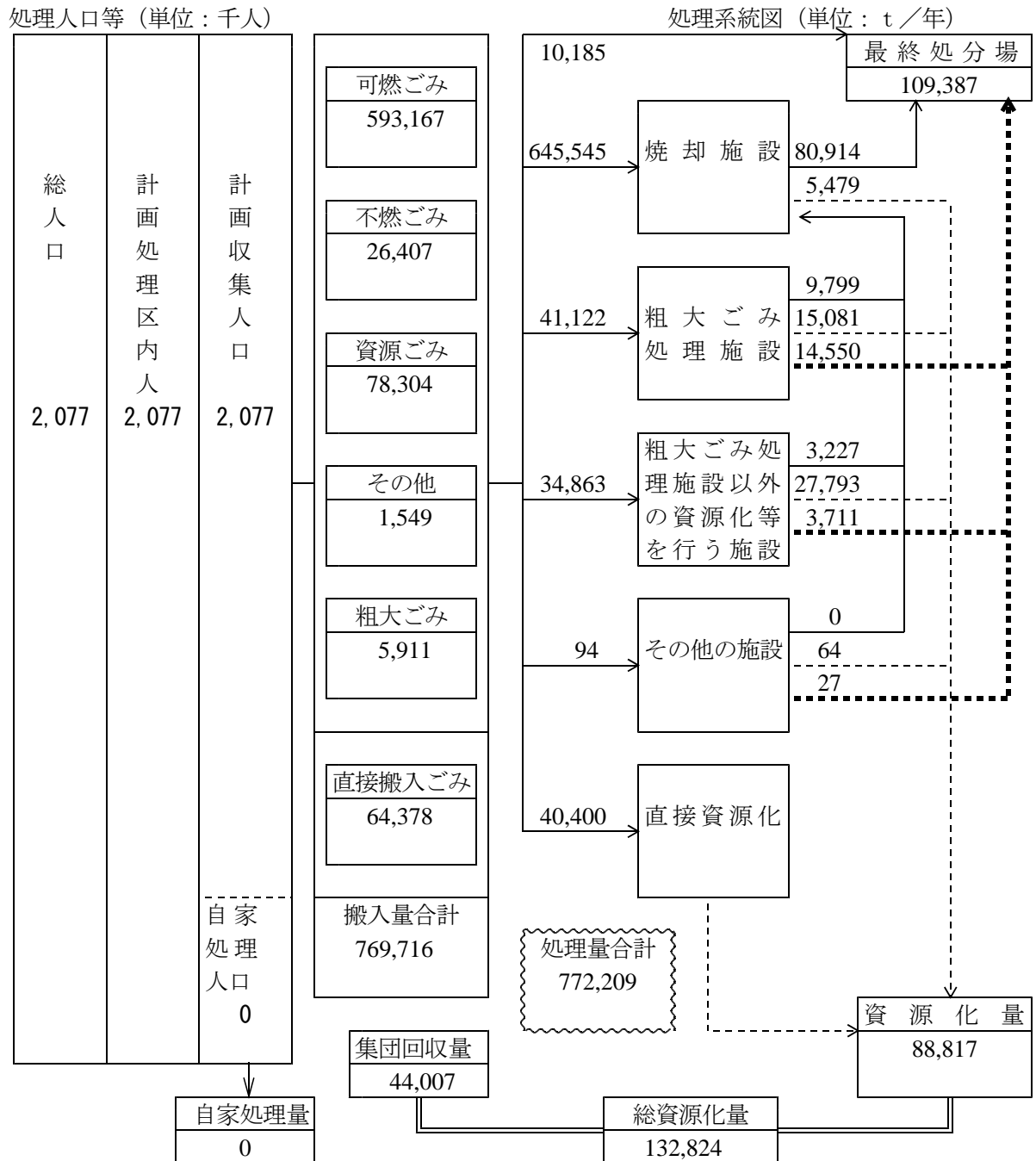
一般廃棄物処理施設で処理されたごみの総量は772,209 tで、このうち、直接焼却処理された量は645,545 t (83.6%)、粗大ごみ処理施設等での処理量は76,079 t (9.9%)、直接最終処分された量は10,185 t (1.3%)となっている。

最終処分された量は109,387 tで、このうち、焼却等の中間処理後に最終処分さ

れた量が 99,202 t (90.7 %)、直接最終処分された量が 10,185 t (9.3 %) となっている。

総資源化量は 132,824 t で、このうち、収集後に直接資源化された量が 40,400 t (30.4 %)、焼却施設や粗大ごみ処理施設等の廃棄物処理施設を経て資源化された量が 48,417 t (36.5 %)、集団回収量が 44,007 t (33.1 %) となっている。

図2 平成19年度におけるごみ処理の状況

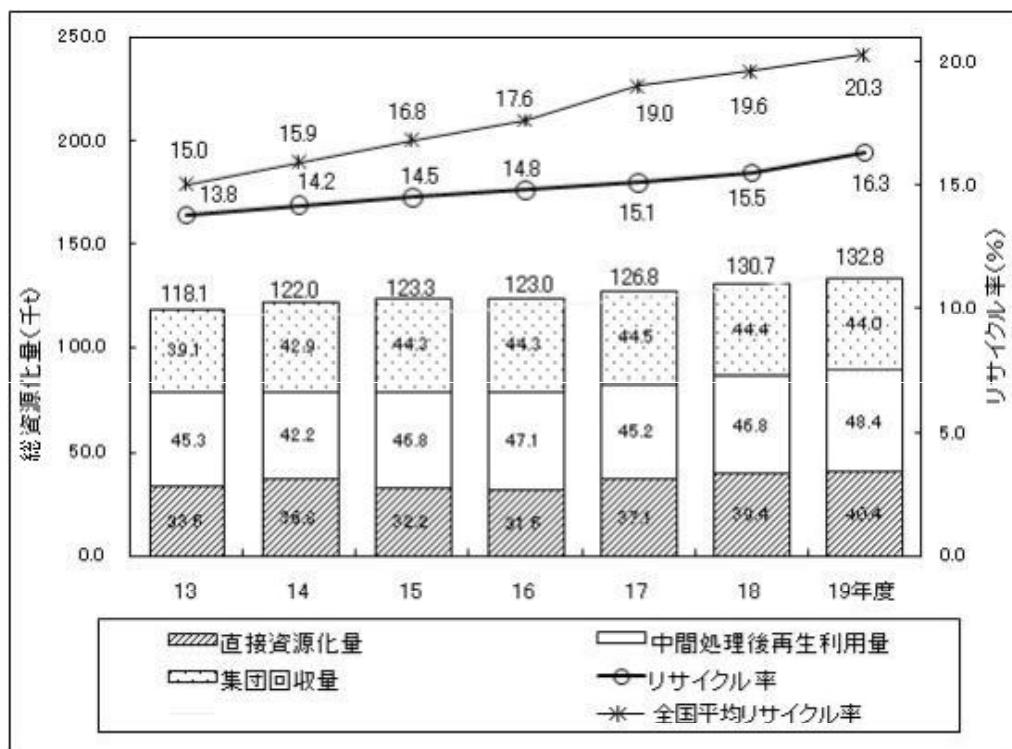


(注) 前年度搬入分を処理するなどの理由により、搬入量と処理量は一致していない。

(3) リサイクルについて

平成19年度におけるリサイクル率は16.3%となっており、年々上昇している。

図3 総資源化量とリサイクル率の推移



注) 総資源化量 = (直接資源化量) + (中間処理後の再生利用量) + (集団回収量)
 リサイクル率 = 総資源化量 / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

(4) 最終処分について

平成19年度の最終処分量は109.4千tと年々減少している。また、直接最終処分量も10.2千tと大幅に減少している。

図4 最終処分量と1日当たりの最終処分量の推移

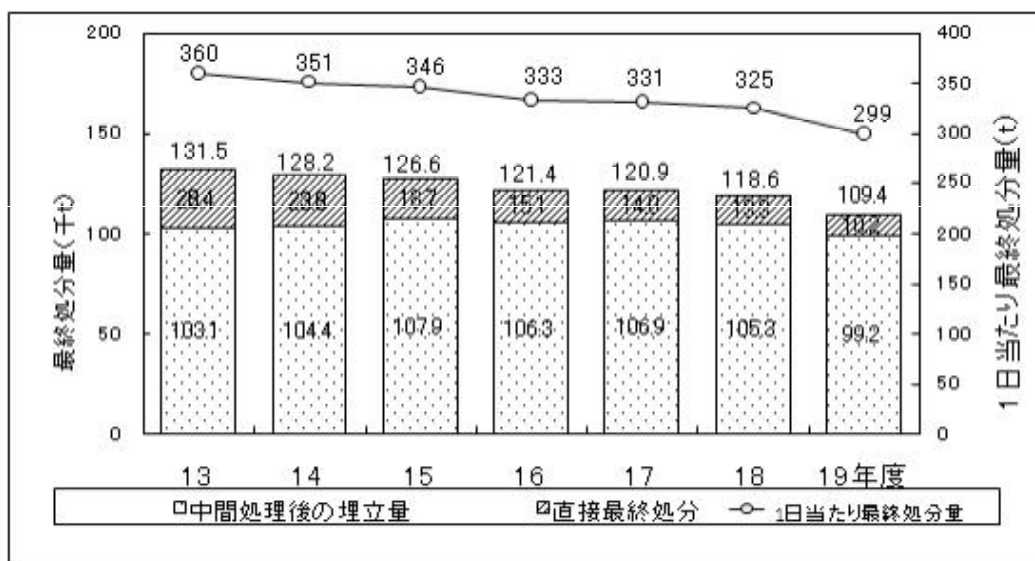


表1 ごみ処理の状況の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
a 総人口(人)	2,138,716	2,133,327	2,125,829	2,118,626	2,109,814	2,096,295	2,076,623	
b 計画処理区域内人口(人)	2,138,716	2,133,327	2,125,829	2,118,626	2,109,814	2,096,295	2,076,623	
c 計画収集人口(人)	2,127,457	2,122,968	2,115,170	2,116,500	2,109,339	2,096,295	2,076,623	
d 自家処理人口(人)	11,259	10,359	10,659	2,126	475	0	0	
e ごみ処理事業経費(千円)	33,702,033	34,598,719	20,464,769	19,061,163	20,206,987	21,270,693	25,189,553	
f 建設改良費(千円)	15,269,021	15,616,838	2,663,644	1,595,520	2,452,415	3,266,266	6,806,779	
g 処理及び施設維持管理経費(千円)	17,848,870	18,748,651	17,529,434	17,374,241	17,185,241	17,333,513	17,634,789	
h その他(千円)	584,142	233,230	271,691	91,402	569,331	670,914	747,985	
i 1人当たりの処理事業経費(円)	15,758	16,218	9,627	8,997	9,578	10,147	12,130	
j 1人当たりの処理及び施設維持管理経費(円)	8,346	8,788	8,246	8,201	8,145	8,269	8,492	
k 1t当たりの処理及び施設維持管理経費(円)	21,924	22,912	21,704	22,026	21,607	21,773	22,837	
l ごみ総排出量(t/年)	853,227	862,414	850,876	834,152	840,012	837,965	813,723	
m 1人当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,093	1,108	1,094	1,079	1,091	1,095	1,071	
n 計画収集量(t/年)	814,120	819,459	806,441	789,868	795,529	793,520	769,716	
o 収集ごみ量(t/年)	766,823	761,776	738,129	722,271	728,987	719,578	705,338	
p 直接搬入量(t/年)	47,297	57,683	68,312	67,597	66,542	73,942	64,378	
q 生活系ごみ搬入量(t/年)	548,142	548,809	546,766	531,985	538,923	542,071	535,651	
r 事業系ごみ搬入量(t/年)	265,978	270,650	259,675	257,883	256,606	251,449	234,065	
s 自家処理量(t/年)	9,424	3,621	2,839	1,787	187	0	0	
t ごみ処理量(t/年)	814,120	818,280	807,674	788,807	795,362	796,105	772,209	
u 直接焼却量(t/年)	678,007	679,977	677,759	663,885	665,601	663,827	645,545	
v 直接埋立量(t/年)	28,485	23,821	18,700	15,133	14,030	13,302	10,185	
w 資源化等の中間処理量(t/年)	73,998	77,629	79,038	78,164	78,565	79,576	76,079	
x 直接資源化量(t/年)	33,630	36,853	32,177	31,625	37,166	39,400	40,400	
y 資源化量(t/年)	79,007	79,108	78,994	78,697	82,328	86,240	88,817	
z 中間処理後の再生利用量(t/年)	45,377	42,255	46,817	47,072	45,162	46,840	48,417	
aa 集団回収量(t/年)	39,107	42,955	44,435	44,284	44,483	44,445	44,007	
ab 総資源化量(t/年)	118,114	122,063	123,429	122,981	126,811	130,685	132,824	
ac 資源化率(%)	9.7	9.7	9.8	10.0	10.4	10.8	11.5	
ad リサイクル率(%)	13.8	14.2	14.5	14.8	15.1	15.5	16.3	
ae 1日当たりの最終処分量(t/日)	360	351	346	333	331	325	299	
全国	1人当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,180	1,166	1,166	1,146	1,131	1,116	1,089
	資源化率(%)	10.4	11.3	12.3	12.8	14.1	14.6	15.2
	リサイクル率(%)	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3

(注) $i = (e/b) \times 1,000$

$j = (g/b) \times 1,000$

$k = (g/t) \times 1,000$

$l = n + aa$

$m = (l/b/365) \times 1,000,000$ ※平成15、19年度は「365」を「366」として計算した。

$y = x + z$

$ab = y + aa$

$ac = (y/t) \times 100$

$ad = ab / (t + aa) \times 100$

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況について

平成19年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は620,792 kℓと年々減少している。

また、処理方式別に見ると、し尿処理施設における処理量は577,391 kℓ(93.0%)、下水道投入が39,126 kℓ(6.3%)、自家処理量が1,775 kℓ(0.3%)となっている。

図5 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

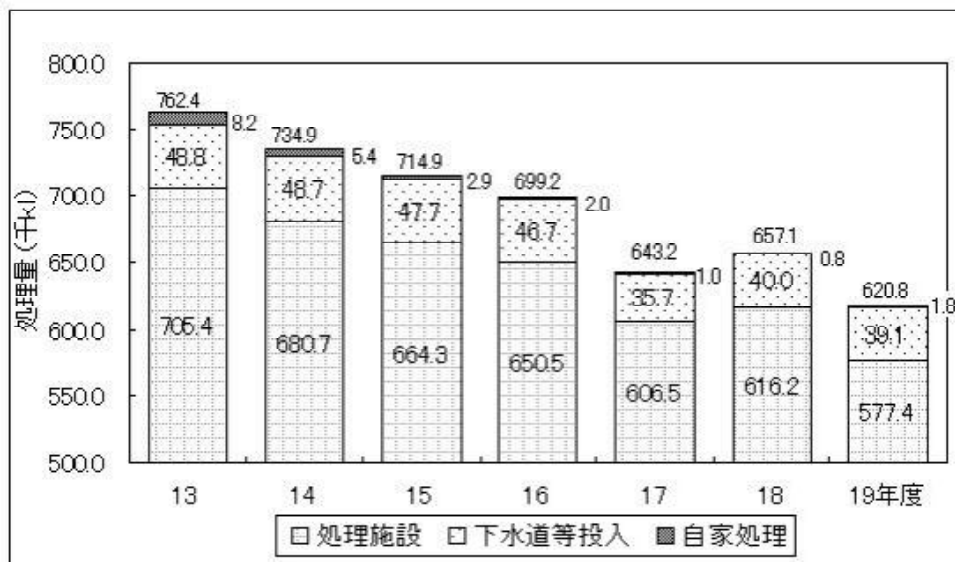


図6 平成19年度におけるし尿処理の状況

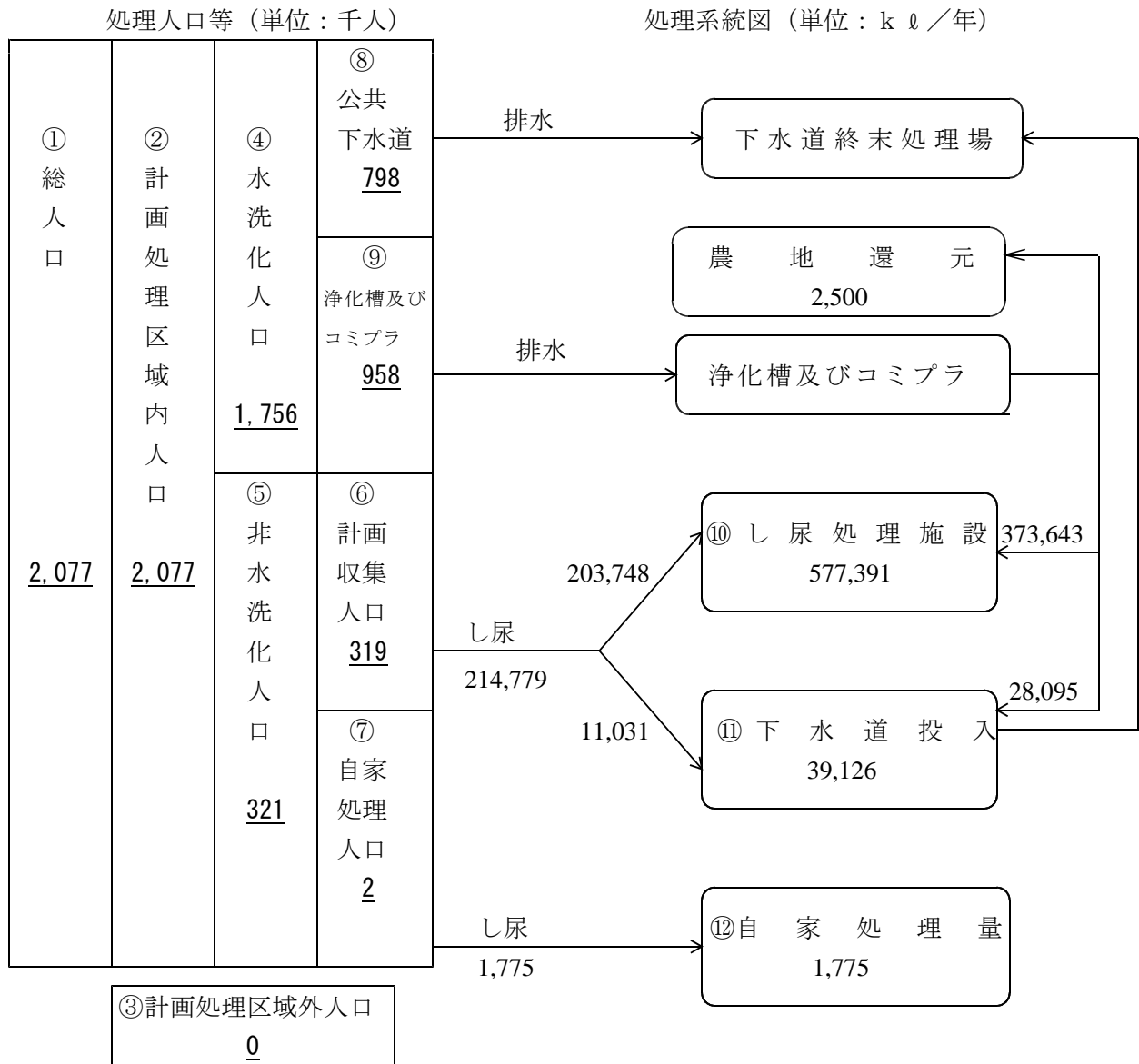


表2 し尿処理の状況の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
a 総人口(人)	2,138,716	2,133,327	2,125,829	2,118,626	2,109,814	2,096,295	2,076,623
b 計画処理区域内人口(人)	2,138,716	2,133,327	2,125,829	2,118,626	2,109,814	2,096,295	2,076,623
c 水洗化率(%)	78.0	79.4	81.6	82.0	83.7	83.8	84.6
d 水洗化人口(人)	1,667,245	1,692,894	1,734,914	1,737,423	1,766,762	1,756,592	1,755,857
e 公共下水道人口(人)	615,135	644,410	692,543	727,235	758,954	768,879	797,919
f コミュニティプラント人口(人)	17,258	15,712	3,212	3,080	2,920	2,543	2,420
g 浄化槽人口(人)	1,034,852	1,032,772	1,039,159	1,007,108	1,004,888	985,170	955,518
h 合併処理浄化槽人口(人)	347,562	389,963	393,590	406,076	439,276	443,236	479,941
i 非水洗化率(%)	22.0	20.6	18.4	18.0	16.3	16.2	15.4
j 非水洗化人口(人)	471,471	440,433	390,915	381,203	343,052	339,703	320,766
k 計画収集人口(人)	460,170	433,091	385,737	376,948	340,695	337,953	319,162
l 自家処理人口(人)	11,301	7,342	5,178	4,255	2,357	1,750	1,604
m 計画処理区域内のし尿排出量(kl/年)	762,493	734,980	714,970	697,161	643,205	657,052	620,792
n し尿処理量(kl/年)	762,493	734,980	714,970	699,214	643,205	657,052	620,792
o 計画処理量(t/年)	754,262	729,507	712,078	697,221	642,223	656,263	619,017
p し尿処理施設(kl/年)	705,460	680,758	664,351	650,530	606,523	616,236	577,391
q 下水道投入(kl/年)	48,802	48,749	47,727	46,691	35,700	40,027	39,126
r 農地還元(kl/年)	0	0	0	0	0	0	2,500
s その他(kl/年)	0	0	0	0	0	0	0
t 自家処理量(kl/年)	8,231	5,473	2,892	1,993	982	789	1,775

3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) ごみ処理施設（ごみ焼却施設）

① ごみ焼却施設の設置状況

平成22年1月末現在、県内で稼働しているごみ焼却施設は23施設あり、処理能力の合計は3,003 t/日となっている。

これらを規模別に見ると、処理能力300 t/日以上が4施設、100 t/日以上300 t/日未満が7施設、100 t/日未満が12施設となっている。

また、炉型式別では、全連続炉が10施設、准連続炉が8施設、機械化バッチ炉が4施設、固定バッチ炉が1施設となっている。

なお、灰溶融炉は4施設設置されている。

② ごみ焼却施設における処理状況

これらのごみ焼却施設において、平成19年度には、658,571tのごみが焼却処理されており、これにより生じる焼却灰やばいじんの焼却残渣は、80,914tが一般廃棄物最終処分場に埋立処分され、5,479tが資源化されている。

③ ごみ焼却施設における余熱利用状況

県内のごみ焼却施設のうち半数以上の18施設において、温水等の余熱利用を行っているが、そのうち6施設においては発電設備を備えており、その総発電出力量は12,450 kWとなっている。

(2) し尿処理施設

平成22年1月末現在、県内で稼働しているし尿処理施設は23施設あり、処理能力の合計は2,106 kℓ/日となっている。

これらの上尿処理施設において、平成19年度には203,748kℓの上尿と、373,643 kℓの浄化槽汚泥が処理されている。

(3) 一般廃棄物最終処分場

平成22年1月末現在、県内の埋立中の一般廃棄物最終処分場は23施設あり、埋立容量の総量は4,718千m³となっている。

また、平成19年度の埋立実績は110千m³であり、平成19年度末の残存容量は1,642千m³（残余年数14.8年）となっている。

(4) ごみ焼却施設以外のごみ処理施設

平成22年1月末現在、県内で稼働している粗大ごみ処理施設は14施設あり、その総処理能力は476t/日となっている。

また、それ以外の資源化等施設は28施設あり、その総処理能力は342t/日となっている。

これらの上大ごみ処理施設、資源化等施設において、平成19年度には76,079tのごみが、破碎、選別等の処理がされ、48,417tのごみが資源化されている。

表3 一般廃棄物処理施設の整備状況

		施設数	処理能力	処理量等（年間）	備考
ごみ処理施設	ごみ焼却施設	23 (28)	3,003 t/日 (2,856 t/日)	総発電出力 6施設 12,450kw (3施設 3,950kw)	全連10、准連8、機械化パッチ4、固定パッチ1 (全連7、准連9、機械化パッチ8、固定パッチ4)
	粗大ごみ処理施設	14 (14)	476 t/日 (479 t/日)	処理量 76,079t (78,840t)	破碎5、圧縮1、併用8 (破碎5、圧縮1、併用8)
	資源化施設	28 (14)	342 t/日 (202 t/日)	資源化量 48,417t (36,135t)	
し尿処理施設	し尿処理施設	23 (27)	2,106 kℓ/日 (2,240 kℓ/日)	し尿処理量 203,748kℓ (374,855kℓ)	浄化槽汚泥処理量
	コミュニティ・プラント	2 (4)	計画処理人口 5,540人 (18,900人)	373,643kℓ (341,640kℓ)	
一般廃棄物最終処分場		23 (39)	埋立容量の総量 4,718千m ³ (6,166千m ³)	残存容量 1,642千m ³ (2,782千m ³)	残余年数 14.8年 (約16年)

注) 平成22年1月現在、市町村及び一部事務組合が設置しているものである。
()内は平成10年3月現在(平成11年策定の本計画に記載)のものである。

4 一般廃棄物処理事業に要する経費

市町村等の平成19年度の一般会計決算額は、約7,700億円であるが、このうち一般廃棄物処理事業経費は約302億円で、一般会計決算額の3.9%を占め、県民1人当たり14,545円になっている。

なお、平成19年度のごみ1t当たりの処理経費(建設・改良費を含まない)は、22,837円、し尿1kℓ当たりの処理経費(建設・改良費を含まない)は、5,990円になっている。

表4 平成19年度における一般廃棄物処理事業に要した経費(単位:千円)

平成19年度市町村一般会計決算額	廃棄物処理事業経費	ごみ処理経費		し尿処理経費	
		建設及び改良費	処理及び維持管理費	建設及び改良費	処理及び維持管理費
770,020,261	30,204,742	6,806,779	17,634,789	1,001,559	3,708,157
一般会計決算額に占める比率	3.9%	0.88%	2.3%	0.13%	0.48%

注) 市町村一般会計決算額=市町村総額+(一部事務組合総額-市町村分担金総額)

【参考】各広域化ブロック毎の将来人口予測と必要とされる焼却施設規模

ブロッ ク	平成 19 年 度 人 口 (人) (a)	平成 19 年度 の 焼 却 処 理 量 (t/年) (b)	平成 29 年 度 推 計 人 口 (人) (c)	平成 29 年度 に お け る 推 計 焼 却 処 理 量 (t/年) (d)	平成 29 年度 に 必 要 と さ れ る 焼 却 施 設 規 模 (t/日) (e)	平成 22 年 1 月 現 在 の 焼 却 施 設 規 模 の 合 計 (t/日)
県北	505,557	163,135	479,239	154,643	573	690
県中	556,973	184,107	540,475	178,654	661	830
県南	153,578	39,892	143,723	37,332	138	170
会津	307,748	93,232	271,876	82,365	305	388
相馬	127,414	34,130	115,715	30,996	115	145
双葉	75,234	18,199	66,912	16,186	60	90
いわき	350,119	125,876	328,268	118,020	437	690
合計	2,076,623	658,571	1,946,208	618,196	2,289	3,003

注 1) 平成 29 年度の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)により推計した。

また、平成 19 年度人口は、平成 19 年 10 月 1 日現在。

注 2) 平成 29 年度における焼却処理量(d)は、各自治体の施策等により今後は減少することが予測されるが、ここでは、必要となる施設の最大限の規模を算出するため、平成 29 年度においても人口 1 人当たりの焼却処理量は平成 19 年度と変わらないと仮定して、以下の式により算出した。

$$d = b \div a \times c$$

注 3) 平成 29 年度における焼却施設規模は、下記の式により算出した。

$$e = d \div 365 \div 0.74$$

0.74 : 法定稼働率 ((社)全国都市清掃会議・(財)廃棄物研究財団「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(H11.8)による)

$$\begin{aligned} 0.74 &= (\text{実稼働率}) \times (\text{調整稼働率}) \\ &= (280 / 365) \times 0.96 \end{aligned}$$

第3章 広域化の基本方針

1 廃棄物の減量化

循環型社会を構築するとともに市町村等におけるごみ処理コストの縮減を図るため、ごみの排出抑制と再生利用を徹底することにより、可能な限り焼却処理や最終処分を行うごみの削減を図る。

2 再生利用の推進

効率的な再生利用を推進するため、広域化ブロック内での分別の種類や収集の方法等を統一するとともに、地域の実情に合わせ破碎・選別施設等の集約化を図る。し尿処理の分野においても、し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの転換を図る場合には、堆肥化やリンなどの資源回収を図る。

3 一般廃棄物処理事業のコスト削減

一般廃棄物処理施設については、計画的かつ効率的な維持管理や更新により施設の延命化を図るとともに、新たな施設の整備に当たっては可能な限り集約化し、広域的な処理を行うことにより、施設の整備や維持管理に係るコスト削減に努める。

特に、ごみ焼却施設においては、原則として処理能力100t/日以上全連続式のものに集約する。

また、集約化による収集運搬コストの増加を極力抑えるため、中継施設の設置等により効率的な収集運搬体制を確立する。

4 サーマルリサイクルの推進

地球温暖化対策の推進のため、ごみ焼却施設は、安定的に稼働できる全連続式とし、高効率ごみ発電や熱回収施設の整備により効率的な熱回収を図る。

5 自区域内処理の確保

リサイクル関連法等に基づき広域処理される場合を除き、ごみの収集運搬から最終処分までの一連の処理を原則として広域化ブロック内において完結して行うことができるよう、ごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設を適正に配置して、一般廃棄物の自区域内処理体制の整備を図る。

なお、焼却残渣の熔融処理等については、地域の実情に応じ、広域化ブロックの枠を越えた共同処理体制を構築するとともに、大規模災害等の際に大量に発生する廃棄物を適正に処理できるよう、隣接する広域化ブロック等との連携を図り応援体制を確立する。

6 関係機関の連携

新たな処理体制を整備するためには、一般廃棄物を排出する県民や事業者の理解・協力が不可欠であり、また、市町村等間の調整も必要であることから、県、市町村等、県民及び事業者の役割を明確化し、それぞれが連携を図りながら広域化を推進する。

第4章 広域化ブロック

1 広域化ブロック

見直しに当たっての基本的な考え方及び広域化の基本方針を踏まえ、表5の7ブロックとする。

表5 広域化ブロック

ブロック名	人口(人)	面積(km ²)	構成市町村・一部事務組合名
県北	505,557	1,753.42	福島市 伊達地方衛生処理組合 (伊達市、桑折町、国見町、川俣町) 安達地方広域行政組合 (二本松市、本宮市、大玉村) ----- 【し尿】川俣方部衛生処理組合 (福島市の一部、川俣町)
県中	556,973	2,406.29	郡山市 須賀川地方保健環境組合 (須賀川市、鏡石町、天栄村) 石川地方生活環境施設組合 (石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町) 田村広域行政組合 (田村市、三春町、小野町)
県南	153,578	1,233.24	西白河地方衛生処理一部事務組合 (白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町) 東白衛生組合 (棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村)
会津	307,748	5,420.69	会津若松地方広域市町村圏整備組合 (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町) 喜多方地方広域市町村圏組合 (喜多方市、北塩原村、西会津町) 田島下郷町衛生組合 (南会津町(旧田島町)、下郷町) 西部環境施設組合 (南会津町(旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村)、只見町) 檜枝岐村
相馬	127,414	872.65	相馬方部衛生組合(相馬市、新地町) 南相馬市、飯舘村
双葉	75,234	865.12	双葉地方広域市町村圏組合 (広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)
いわき	350,119	1,231.34	いわき市
合計	2,076,623	13,782.75	

- 備考) 1 人口は平成19年10月1日現在。
 2 面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成20年10月1日現在)による。
 3 面積の合計には猪苗代湖 103.32km²を含む

図7 広域化ブロック

(平成22年1月現在)

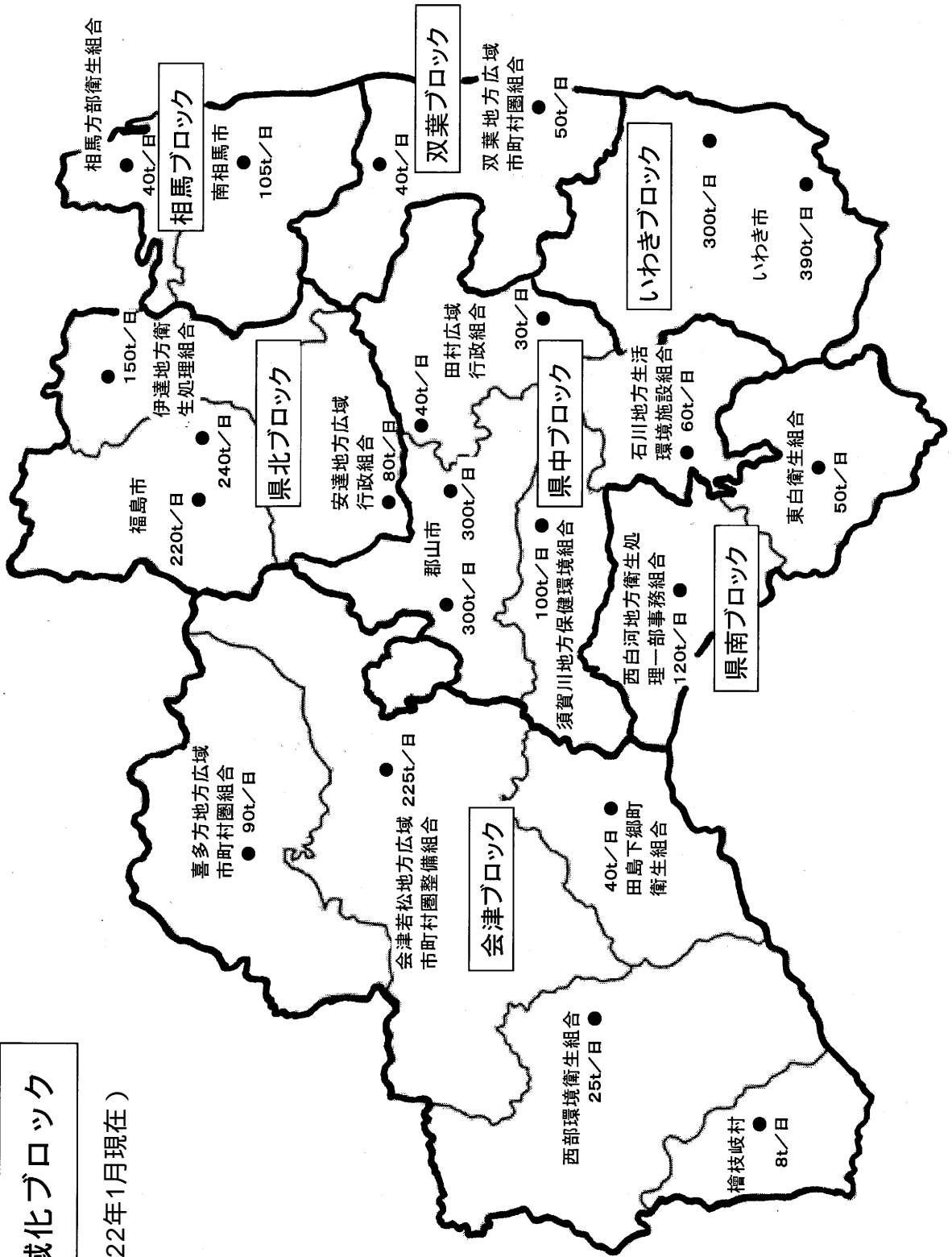


表6 広域化ブロック毎の現在の処理体制

(県北ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等		
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (千m ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)
福島市	293,300	767.74	福島市	あぶくまクリーンセンター	福島市衛生処理場	200	福島市	金沢第二埋立処分場	590	あらかわクリーンセンター資源化工場	60
				あらかわクリーンセンター	(松川町、飯野町)	240					
伊達市	69,255	265.1	伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合	衛生センター	85	伊達地方衛生処理組合	粗大ごみ処理施設	6	粗大ごみ処理施設	6
桑折町	13,591	42.97									
国見町	10,926	37.9	伊達地方衛生処理組合	清掃センター	准連 150	154	伊達地方衛生処理組合	一般廃棄物埋立処分場施設	10	伊達地方衛生処理組合	10
川俣町	16,795	127.66									
二本松市	61,833	344.65	安達地方広域行政組合	もとみやクリーンセンター	全連 80	130	安達地方広域行政組合	東和クリーンヒル	103	もとみやクリーンセンター	15
本宮市	31,737	87.94									
大玉村	8,420	79.46	安達地方広域行政組合	もとみやクリーンセンター	690	475	安達地方広域行政組合	もとみやクリーンセンターリサイクルプラザ	847	もとみやクリーンセンターリサイクルプラザ	0.8
合計	505,557	1,753.42									

※焼却施設の能力欄にある「全連」等の記述は、焼却炉の形式の区別を簡略化して示したものであり、具体的には下記のとおりである(P15～P18において同じ)。

「全連」＝全連続式焼却施設。ごみの供給、燃焼、炉内からの灰の搬出等を連続的に行える施設であり、1日24時間運転を行う。

「准連」＝准連続式焼却施設。ごみの供給、燃焼、炉内からの灰の搬出等を連続的に行える施設であり、1日16時間運転を行う。

「機ハ」＝機械化バッチ式焼却施設。固定火格子燃焼方式以外のバッチ式焼却施設で、1日8時間の間欠運転を行う。

「固ハ」＝固定火格子バッチ式焼却施設。固定火格子を備えた施設で、1日8時間の間欠運転を行う。

(県中ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等					
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (kℓ/日)	事業主体	施設名	能力 (千m ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)
郡山市	334,975	757.06	郡山市	富久山クリーンセンター	全連 300	郡山市	富久山クリーンセンター第一処理施設 富久山クリーンセンター第二処理施設	170	郡山市	河内埋立処分場第2期 河内埋立処分場第3期	165 449	郡山市	富久山クリーンセンター 河内クリーンセンター 富久山クリーンセンターリサイクルプラザ	80 70 35
須賀川市	80,324	279.55	須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターごみ処理施設	准連 100	須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターし尿処理施設	97	須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(1期) 森宿一般廃棄物最終処分場(2期)	114 141	須賀川地方保健環境組合	資源物ストックヤード施設	2
鏡石町	12,962	31.25												
天栄村	6,677	225.56												
石川町	18,173	115.71												
玉川村	7,547	46.56												
平田村	7,391	93.53	石川地方生活環境施設組合	石川地方ごみ処理施設	准連 60	石川地方生活環境施設組合	石川地方し尿処理施設	100	石川地方生活環境施設組合	石川地方一般廃棄物最終処分場	55	石川地方生活環境施設組合	石川地方粗大ごみ処理施設	24
浅川町	7,328	37.43												
古殿町	6,575	163.47												
三春町	19,497	72.76	田村西部環境センター	田村西部環境センター	全連 40	田村広域行政組合	田村地方衛生処理センター	100	三春町	沼之倉第二埋立地	30	三春町	空缶類選別圧縮施設 沼之倉第二埋立地前処理施設	7.5 4.9
田村市	43,430	458.3	田村広域行政組合	田村東部環境センター	機バ 30	田村広域行政組合	田村地方衛生処理センター		田村市	船引一般廃棄物最終処分場	27	田村市	船引清掃センター	5
小野町	12,094	125.11							田村広域行政組合	田村東部環境センター	13	田村広域行政組合	田村東部環境センター	9
合計	556,973	2,406.29			830			537			994			247.4

(県南ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等					
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (kℓ/日)	事業主体	施設名	能力 (千m ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)
白河市	65,754	305.3												
西郷村	19,703	192.32	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセンター	准連 120	西白河地方衛生処理一部事務組合	白河地方衛生センター第一処理施設 白河地方衛生センター第二処理施設	81 40	西白河地方衛生処理一部事務組合	西郷埋立処分場	380	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方リサイクルプラザ	38
泉崎村	7,024	35.4												
中島村	5,427	18.91												
矢吹町	18,276	60.37												
棚倉町	15,761	159.82												
矢祭町	6,848	118.22												
塙町	10,478	211.6												
鮎川村	4,307	131.3												
合計	153,578	1,233.24			170			181			410			53

(会津ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設			し尿処理			最終処分			資源化等		
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (kℓ/日)	事業主体	施設名	能力 (km ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)
会津若松市	129,460	383.03												
磐梯町	3,947	59.69												
猪苗代町	16,923	395												
会津坂下町	18,323	91.65												
湯川村	3,663	16.36	会津地方広域 市町村圏整備 組合	環境センター	全連 225	会津地方広域 市町村圏整備 組合	し尿第一処理施設 し尿第二処理施設	126 100	会津地方広域 市町村圏整備 組合	環境センター 沼平第二最終 処分場	151	会津地方広域 市町村圏整備 組合	環境センター粗大ご み処理施設 環境センターリサイク ルセンター(PET)	50 2.4
柳津町	4,382	176.07												
三島町	2,142	90.83												
金山町	2,806	293.97												
昭和村	1,686	209.34												
会津美里町	24,801	276.37												
喜多方市	55,210	554.67	喜多方地方広 域市町村圏組 合	環境センター 山都工場	准連 90	喜多方地方広 域市町村圏組 合	環境センター塩川 工場	102	喜多方地方広 域市町村圏組 合	環境センター 羽山最終処分 場	88	喜多方地方広 域市町村圏組 合	粗大ごみ処理施設	40
北塩原村	3,384	233.94												
西会津町	8,258	298.13												
下郷町	7,127	317.09	田島下郷町衛 生組合	東部クリーンセ ンター	准連 40	田島下郷町衛 生組合	田島下郷町衛生 センター	40	(民間委託)			田島下郷町衛 生組合	東部クリーンセンター(粗大ごみ) 東部クリーンセンター(PET) 東部クリーンセンター(紙類他)	20 0.96 1.5
南会津町	19,673	886.52	西部環境衛生 組合	環境センター ごみ焼却場	機バ 25	西部環境衛生 組合	環境センターし尿 処理場	25	(民間委託)			西部環境衛生 組合	不燃物処理施設 ペットボトル圧縮梱包作業場	5 0.96
只見町	5,332	747.53												
檜枝岐村	631	390.5	檜枝岐村	クリーンセンター	固バ 8	檜枝岐村	-		(民間委託)			檜枝岐村	ストックヤード	0.48
合計	307,748	5,420.69			388			393			239			143.1

(相馬ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等			
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (km ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)	
相馬市	39,113	197.67	相馬方部衛生組合	相馬方部衛生組合 ごみ焼却場	機バ 40	相馬方部衛生組合 衛生センター	相馬市	一般廃棄物理立処分場	290	相馬方部衛生処理組合	ごみ焼却場不燃物処理施設	10
新地町	8,605	46.35					新地町	一般廃棄物最終処分場	54	新地町	資源化処理施設	3
南相馬市	72,844	398.5	南相馬市	クリーン原町センター	全連 105	南相馬市	南相馬市	クリーン原町センター	250	南相馬市	クリーン原町センター リサイクルプラザ	23
飯館村	6,852	230.13					飯館村	一般廃棄物最終処分場	13	飯館村	リサイクルセンター	1
合計	127,414	872.65			145				607			67

(双葉ブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等			
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (km ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)	
広野町	5,603	58.39										
榎葉町	8,261	103.45										
富岡町	15,961	68.47			標準 50							
川内村	3,220	197.38	双葉地方広域 市町村圏組合			双葉地方広域 市町村圏組合	双葉地方 広域市町 村圏組合	クリーンセンターふ たば	500	双葉地方広域市 町村圏組合	南部衛生センター 組ごみ処理施設 南部衛生センター リサイクルプラザ	24 11.5
大熊町	11,107	78.7										
双葉町	7,347	51.4			機バ 40							
浪江町	22,088	223.1										
葛尾村	1,647	84.23										
合計	75,234	865.12			90				500			35.5

(いわきブロック)

市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	焼却施設		し尿処理		最終処分		資源化等			
			事業主体	施設名	能力 (t/日)	事業主体	施設名	能力 (km ³)	事業主体	施設名	能力 (t/日)	
いわき市	350,119	1,231.34	いわき市	北部清掃センター 南部清掃センター	全連 300 全連 390	いわき市	いわき市	クリンピーの森 クリンピーの丘	600 520	いわき市	リサイクルプラザクリ ンピーの家 山田粗大ごみ処理施 設	70 10
合計	350,119	1,231.34			690				1,120			80

第5章 広域化による一般廃棄物処理施設の整備計画等

1 一般廃棄物処理施設の整備に関する基本方針

既存の一般廃棄物処理施設は延命化を図るものとし、施設の更新を図る場合は、ごみ処理事業主体間で可能な限り施設の更新時期の調整を行い、極力集約化を図る。施設の種類ごとの整備に関する基本方針は下記のとおりとする。

(1) ごみ焼却施設

施設の更新等に当たっては、原則として100t/日以上全連続式のものに集約するものとし、高効率ごみ発電設備の導入を推進する。また、焼却残渣の再生利用に当たっては、地域の実情を踏まえ、熔融固化による高度処理を推進する。

(2) し尿処理施設

下水道や浄化槽の整備計画等を踏まえ、し尿処理施設の集約化を推進するとともに、汚泥再生処理センターへの転換等を図る。

(3) 一般廃棄物最終処分場

新たな一般廃棄物最終処分場の整備に当たっては、既存の一般廃棄物最終処分場の残存容量、ごみ焼却施設の集約化の進捗状況を踏まえ、広域化ブロック内で可能な限り集約化を行う。

(4) その他の一般廃棄物処理施設

循環型社会を構築するため、また、広域化ブロック内において一般廃棄物の収集運搬から最終処分までの一連の処理を原則として完結して行うことができるよう、焼却施設の集約に合わせて、破碎・選別施設等の廃棄物再生利用施設についても効率的な整備を図る。

2 広域化ブロック毎の一般廃棄物処理施設整備等の進め方

一般廃棄物処理施設の整備に関する基本方針を踏まえ、各ブロック毎の一般廃棄物処理施設の整備等の進め方については、原則として以下のとおりとする。

(1) 県北ブロック

ごみ焼却施設については、福島市の2施設、伊達地方衛生処理組合の1施設、安達地方広域行政組合の1施設の合計4施設となっており、4施設とも更新は平成30年度以降となることから、平成29年度まで4施設を継続使用する。

また、ごみ焼却施設の更新に当たっては、広域化ブロック内の集約の可能性と併せ、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進めるものとする。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

(2) 県中ブロック

ごみ焼却施設については、郡山市の2施設、田村広域行政組合の2施設、須賀川地方保健環境組合の1施設、石川地方生活環境施設組合の1施設の合計6施設となっており、6施設とも更新は平成30年度以降となることから、平成29年度までは6施設を継続使用する。

また、ごみ焼却施設の更新に当たっては、広域化ブロック内施設の集約の可能性について検討するものとし、特に、小規模施設をもつごみ処理事業体においては、地域の実情を十分に踏まえながら、施設の整備方針を定めるものとする。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

(3) 県南ブロック

ごみ焼却施設については、西白河地方衛生処理一部事務組合の1施設及び東白衛生組合の1施設の合計2施設となっており、2施設とも更新は平成30年度以降となることから、平成29年度までは2施設を継続使用する。

また、両組合のごみ焼却施設については、施設更新時の集約に向けて解決すべき課題等を検討する。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

(4) 会津ブロック

ごみ焼却施設については、会津若松地方広域市町村圏整備組合の1施設、喜多方地方広域市町村圏組合の1施設、檜枝岐村の1施設、田島下郷町衛生組合の1施設、西部環境衛生組合の1施設の合計5施設となっており、5施設とも更新は平成30年度以降となることから、会津、喜多方、南会津の3方部それぞれが施設整備等の検討を行いながら、平成29年度までは5施設を継続使用する。

また、南会津地方のごみ処理事業体においては、広域的な処理と効率的な運営を行うために、組織統合を含めたごみ処理体制の構築について協議を進める。

平成30年度以降については、3方部の施設整備状況を踏まえながら施設集約のあり方を検討する。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

(5) 相馬ブロック

ごみ焼却施設については、相馬方部衛生組合において平成22年～23年度に新たな施設を設置する予定である。南相馬市の1施設は平成29年度まで更新予定がないことから、平成29年度まではそれぞれの施設を継続使用する。

平成30年度以降は、ごみ焼却施設の稼働状況を踏まえ、集約を検討する。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

最終処分場については、相馬市の1施設、南相馬市の1施設、新地町の1施設、飯舘村の1施設の合計4施設となっており、埋立終了時期に合わせ1施設への集約を検討する。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

(6) 双葉ブロック

ごみ焼却施設については、双葉地方広域市町村圏組合の2施設となっているが、1施設への集約を検討する。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

し尿処理事業については、平成22年度までに汚泥再生処理センターを整備し、リンを資源として回収する。

(7) いわきブロック

ごみ焼却施設については、2施設となっているが、人口減少やごみ減量施策による排出状況を踏まえ、1施設への集約を検討する。併せて、収集運搬、中間処理、最終処分などのより効率的な処理体制について検討を進める。

し尿処理事業については、し尿や浄化槽汚泥の排出実態及び下水道の整備状況を踏まえながら、必要に応じ新たな処理体制の整備について検討する。

第6章 今後の広域化の推進

1 計画の推進体制

(1) ごみ処理広域化ブロック別検討会の開催

広域化ブロック内の市町村等が主体となって、広域化の推進やごみ処理に係る情報交換のため、ブロック別検討会を開催する。

また、施設の集約を検討しているごみ処理事業主体間で、必要に応じ集約化に向けた協議を行う。

(2) ごみ処理広域化推進計画の策定

集約化の方針を決定したごみ処理事業主体については、ごみ処理事業主体間でごみ処理広域化推進計画を策定し、集約化に向けた取組みを着実に推進する。

2 関係機関の役割

(1) 県の役割

① 市町村等に対する技術的支援

市町村等の一般廃棄物処理事業が効率的かつ適正に処理が行われるよう、一般廃棄物処理に関する情報を収集し、市町村等に提供する。

また、本計画に基づきごみ処理の広域化を推進するため、ブロック別検討会に参画するほか、ごみ処理広域化推進計画の策定に当たって助言を行う。

② 広域化ブロック間の調整

広域化ブロックの実情に応じ、焼却残渣の熔融処理等の広域化ブロックの枠を越えた共同処理や、大規模災害時の廃棄物処理に係る応援体制等、他のブロックとの連携を図る必要がある場合には、ブロック間の調整を行う。

③ 国の交付金制度等に係る情報提供

国の循環型社会形成推進交付金制度等の情報収集に努め、市町村等へ必要な情報提供を行う。

④ 環境教育の実施・情報の提供

県民や事業者に対し、ごみの減量化、再生利用に関する意識の高揚と、広域化をはじめとする廃棄物行政に対する理解を深めるための環境教育や普及啓発の実施に努める。

また、県民や事業者の廃棄物処理に対する理解と協力を得るため、適切な情報

の提供に努める。

(2) 市町村等の役割

① 新たな処理体制の確立

広域化ブロック別検討会やごみ処理事業主体間で、広域化を推進するための今後の具体的な方策を協議し、集約化の方針を決定したごみ処理事業主体は、ごみ処理広域化推進計画を策定することにより、効率的な一般廃棄物の処理体制を整備する。

② 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施

広域化への取組み状況も踏まえながら、必要に応じて一般廃棄物処理計画の見直しを行う。

③ 廃棄物の減量化・再生利用の推進

容器包装廃棄物等の資源ごみの分別収集等を積極的に推進するとともに、各市町村等におけるごみ減量目標の達成状況に応じて、住民の理解を得ながらごみ処理有料化の導入に努める。

④ 環境教育の実施・情報の提供

地域住民や事業者に対し、ごみの減量化、再生利用に関する意識の高揚と、広域化をはじめとする廃棄物行政に対する理解を深めるための環境教育や普及啓発の実施に努める。

また、地域住民の廃棄物処理に対する理解と協力を得るため、一般廃棄物処理施設の維持管理状況等をはじめとする廃棄物処理に関する適切な情報を積極的に提供する。

(3) 県民の役割

県民は、ごみ処理を自らの問題として理解し、ごみの減量化、分別排出や再生商品の積極的な使用に努めるとともに、集団回収等により資源の有効利用を図り、3 R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再生利用）を推進する。

(4) 事業者の役割

事業者は、生産工程や流通・販売工程において廃棄物の発生を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については、再生利用等を行うよう努め、最終的に廃棄物として排出するものについては適正に処理する。

また、廃棄物の減量化や適正な処理の確保等に関し、県や市町村等が実施する施策に協力するよう努める。